

登録免許税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(抵当権等の設定等の登記等が課税される普通法人の資本金等の額)

第二十六条 法別表第三の一の四の項及び一の五の項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

附則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）

附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

改正前

(抵当権等の設定等の登記等が課税される普通法人の資本金等の額)

第二十六条 法別表第三の一の三の項及び一の四の項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。